茨木市地域包括支援センター運営協議会設置規則の一部改正(案) について

1 改正内容

会議の特例として、地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定についての審議を行う場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、協議会の会議に代えることができることとします。

2 追加条項

(会議の特例)

- 第7条 会長は、地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定についての審議を行 う場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、協議会の会 議に代えることができる。
- 2 前項の場合における協議会の議事については、前条第3項の規定を準用する。
- 3 現行兼新旧対照・・・・・・・・・・2ページ、3ページ
- 4 茨木市附属機関設置条例(一部抜粋)・・・4ページ

茨木市地域包括支援センター運営協議会設置規則(現行兼新旧対照)

平成25年3月29日 茨木市規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市附属機関設置条例(平成25年茨木市条例第5号)第3条の規定に基づき、茨木市地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、茨木市附属機関設置条例別表に定めるその担任する 事務について、意見を述べるものとする。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係者
 - (2) 介護保険のサービス事業者及び介護予防サービス事業者
 - (3) 介護保険サービス及び介護予防サービスの利用者
 - (4) 介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者
 - (5) 地域における権利擁護又は相談業務を担う関係者
 - (6) 地域ケアに関する学識経験を有する者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその 職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによ

る。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の特例)

- 第7条 会長は、地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定についての審議を行う場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。
- 2 前項の場合における協議会の議事については、前条第3項の規定を準用する。 (部会)
- 第7条<u>第8条</u> 協議会に、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、部会を置く ことができる。

(庶務)

第8条第9条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(秘密の保持)

第9条<u>第10条</u> 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い た後も同様とする。

(委任)

第10条<u>第11条</u> この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

茨木市附属機関設置条例(一部抜粋)

平成25年3月13日 茨木市条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担任事務)

第2条 執行機関の附属機関として別表左欄に掲げる附属機関を置き、その担任する事務は 同表右欄に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附 属機関の属する執行機関が定める。

(略)

別表 (第2条関係)

市長の附属機関

巾長の附属機関	
名称	担任する事務
(略)	
茨木市地域包括支援センタ	地域包括支援センターの設置及び公正・中立性の確保並びに地
一運営協議会	域密着型(介護予防)サービスの指定基準並びに同サービス事
	業者の指定及び適正な運営についての審議に関する事務
(略)	